

「草加ジュニアフットボールクラブ」会則

第一条 名称

この会は「草加ジュニアフットボールクラブ」略称「草加ジュニア」と称す。

第二条 所在（事務所）

この会の所在（事務所）は、草加市金明町487-5に置く。

第三条 入会資格

本クラブに入会できるものは、本クラブの入会テストに合格し本クラブの趣旨に賛同したものとする。

第四条 入会手続き

入会希望者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金、月会費、ユニホーム代金等を添えて決められた日までに申し込みを行う。

第五条 会費の不返還

一旦納入された会費は、原則として理由の如何を問わず返還しない。

第六条 会費

会費は、前納とし、毎月指定口座からの自動振り替えとする。

会員が正当な理由なく会費等の納入を怠ったときは指導を停止され会員としての資格を失う。

また、兄弟で会員になる場合、ジュニアユース、プライマリーの2人目からは月会費の半額とする。

第七条 指導

本クラブの会員は、定められた日程、時間に指導を受ける資格を有する。

但し、季節など都合により、指導時間を変更する事がある。

第八条 退会・休会

退会、休会をする者は、必ず事前（前月15日迄）に休退会届けを提出しなければならない。

休会（長期怪我治療）は、**基本的に長期怪我治療又はその他特別な理由があるときに限り**、期限は3ヶ月以内とし、これを越える場合自然退会とし、会員資格を失うものとする。

但し、特別理由と認められるときはこの限りではない。受験対策による休会は、文武両道のクラブ理念により、特別な理由とは認められない。

又、本クラブの会員としてふさわしくないと判断されたとき、会員としての資格を失う事もある。

どんな理由であれ、一度退会した会員は指定のジャージ、ユニホーム等チームロゴに入ったものは以後着用できない。

第九条 健康管理

本クラブに参加する会員の健康状態に関しては常に保護者が責任をもって管理するものとし、当クラブは一切の責めを負わない。

第十条 通知義務

会員は、住所、電話番号、保険証等必要事項の変更が生じた場合、すみやかに報告しなければならない。

第十一条 障害事故

練習中の事故については、当クラブが応急処置を行うが、その後の処置に付いては、保護者が責任を負うものとする。

第十二条 障害事故の補償

本クラブでの試合、練習中の事故については、本クラブ加入の傷害保険範囲内にて責に任じるものとしその範囲をこえる責は一切負わないものとする。

第十三条 父母会

本クラブの会員の家庭は、必ず「草加FC父母会」に入会しなければならない。

但し、兄弟では1家庭数とする。